

アメリカの州における同性婚法制定の動向

海外立法情報課 井樋 三枝子

【目次】

はじめに

I アメリカの婚姻制度

- 1 連邦婚姻防衛法
- 2 婚姻に関する法制度

II 州等の同性婚法

- 1 同性婚法成立の経緯
- 2 同性婚に関する州等の規定

おわりに

翻訳：同性婚に関する州等の規定（連邦、ワシントン DC、コネチカット州、アイオワ州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ニューヨーク州及びバーモント州（2011年7月24日現在））

はじめに

同性婚に関するアメリカの状況は、婚姻が合衆国憲法第1編第8節に列挙される連邦議会の立法権の範囲にない州の専権事項であることから、各州で様々に異なっている。

2000年以降、アメリカでは、同性婚をめぐる州の立法や司法の場における動きが目立っており、2009年以降は、ますます活発になっている。これらには同性婚の合法化を目指す動きの活発化という側面と、同性婚の憲法又は法律における禁止を目指す側面の双方がある。

同性婚を禁止しようとする州では、法文上、

明確に「同性婚をしてはならない」と記載するのではなく、ほとんどの場合、婚姻の定義において、「婚姻を異性間の制度とする」と規定するか、有効な婚姻の要件を異性間の婚姻に限定する等の方法を採用している。

そのため、これらについて、婚姻の自由又は法の下での平等という基本的人権を侵害するとして、同性婚推進派が違憲訴訟を起こし対抗している。

このような訴訟が必ずしも原告の勝訴に終わる訳ではない。しかし、まず2003年に、マサチューセッツ州において、婚姻を男女間に限定する州法の規定が州憲法違反であるという州最高裁判所判決が出された。続いて、2008年に、コネチカット州最高裁判所が、同性婚を禁止する州法を違憲と判断した。コネチカット州にはすでに、同性間のカップルのみを対象とした婚姻に類似する制度としてのシビル・ユニオン⁽¹⁾を法制化していたが、これも2009年以降、婚姻に統合されることとなった。2009年にはアイオワ州の最高裁判所も、同性愛者に婚姻を認めない州法の規定を違憲と判断している。

同性婚合法化の動きとしては、訴訟提起以外にも、直接、法改正を目指す方法も採られる。バーモント州は、州最高裁判所の違憲判決なしで、2009年に同性婚を明示的に認める法改正を行った。また、2011年にはニューヨーク州でも同様に、違憲判決に基づかずに同性婚を認める法改正が

(1) シビル・ユニオンとは、一般的に、当該州でのみ効力を有する、婚姻に類似する身分関係を指し、同性間のカップルにのみ適用される。この点は婚姻を望まない異性カップルが用いることができるフランスのPACS法制度やスウェーデンのサンボ制度等とは異なる。また、シビル・ユニオンと類似する制度として、基本的に特定の自治体においてのみ通用する身分関係であるドメスティック・パートナーシップがある。シビル・ユニオンとドメスティック・パートナーシップの両方の制度を有する州、片方のみを有する州、どちらも有しない州がある。なお、シビル・ユニオン、ドメスティック・パートナーシップの用語の定義は各州で異なる部分もあり、例えば、カリフォルニア州ではシビル・ユニオンとドメスティック・パートナーシップの両方を指して、ドメスティック・パートナーシップと呼ぶ。

行われた。

一方、同性婚反対派は、自州に、婚姻を異性間の制度と定義する規定や有効な婚姻の要件を異性間の婚姻に限定する規定がない場合に、これらの法制化を進める一方、このような規定が違憲と判断されることにも対応しようとしている。婚姻の定義を、州憲法に盛り込もうとする動きである。多くの州では、州憲法の改正だけでなく、州法に関しても州民発議や州民投票等の手続があり、このような婚姻の定義の新設に関する州民投票が頻繁に行われている。

その中でも、カリフォルニア州の動向は、複雑である。2000年に家族法典に「カリフォルニア州において、1人の男と1人の女の間の婚姻のみを有効とする」という条文を追加する内容の「プロポジション22」が州民投票により可決され、成立した。しかし、これに対して訴訟が提起され、2008年5月に州最高裁判所は、「プロポジション22」に対し、違憲判決を出した。⁽²⁾しかし、同年11月、「カリフォルニア州において、1人の男と1人の女の間の婚姻のみを有効とする」という条文を州憲法に追加する憲法修正イニシアティブ「プロポジション8」が新たに可決された。現在、「プロポジション8」の違憲性を問う訴訟が係争中である。⁽³⁾

本稿では、連邦婚姻防衛法（次章に後述する。）と2011年7月24日現在、同性婚を認めているコネチカット州、アイオワ州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ニューヨーク州、バーモント州、ワシントンDC（これらには、同性婚禁止規定に対し、違憲判決の出た州等も含まれる。）の同性婚に関連する条文を解説、訳出する。

なお、本稿では、婚姻という用語は民法上の結婚という意味で用いる。

I アメリカの婚姻制度

1 連邦婚姻防衛法

婚姻とその手続に関する権限は州にあるが、連邦法にも婚姻に言及した規定が存在する。

1993年、ハワイ州婚姻法上、同性間の婚姻が有効とされないことに対する訴訟において、州最高裁判所は州婚姻法の規定が性による差別的取扱いであり、平等権修正条項に違反すると推定されると判断した。そして、州が同性婚を否定することにやむをえない事情を有するかどうかについては、州が証明しなければならないとして、差戻しを命じた。⁽⁴⁾

これを契機に、アメリカにおいて同性婚容認への社会的機運が高まったと同時に、これに対し、危機感を抱く動きもまた活発化した。このハワイ州最高裁判所判決の後、ハワイ州議会は同性カップルに対する公的な権利義務をどのように与えるべきかを検討し、同性間にのみ適用される婚姻類似のドメスティック・パートナーシップを創設することを決定した。先の訴訟の原告は、同性カップルには婚姻類似の制度しか適用されないという点が州憲法に違反する疑いがあるとして、再び1996年に訴えを提起した。⁽⁵⁾

この判決を待たずに、1998年、ハワイでは州民投票により州憲法第2修正が可決された。これは、「婚姻を異性間のカップルに限定する権限は、州立法府が有する。」という条文であり、係争中の訴訟の最高裁判所の判断がいかなる結果

(2) 井樋三枝子「【アメリカ】カリフォルニア州最高裁同性婚容認」『外国の立法』No.236-1, 2008.7, pp.2-3.

〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23601/02360101.pdf>〉以下、インターネット情報は2011年8月31日現在である。

(3) これら2件の裁判については、井樋三枝子「【アメリカ】カリフォルニア州最高裁の同性婚非合法化判決」『外国の立法』No.240-1, 2009.7, p.5. 〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/24001/02400103.pdf>〉を参照。

(4) Baehr v. Lewin 74 Haw. 530, 852 P.2d 44 (1993).

(5) Baehr v. Miike 92 Haw. 634; 994 P.2d 566 (1999).

となっても、実質的には、今後もハワイ州婚姻法で有効な婚姻が異性間に限定されるという現行法が維持される効力を生み出す結果となった。

ハワイの状況が、このように進む中、連邦議会では、1996年婚姻防衛法⁽⁶⁾（以下「DOMA」という。）が制定された。提案者である共和党ボブ・バー下院議員（当時）は、DOMAは、合衆国建国以来、連邦法上、「婚姻」が男女間での制度であることを意味し続けてきたことを明確化したに過ぎないと説明していた⁽⁷⁾。

DOMAの内容は、次の2点である。①連邦法上においては、「婚姻」、「配偶者」の定義を異性間に限定する⁽⁸⁾。②ある州で同性間に婚姻又は類似の身分関係が認められているとしても、その関係を認める義務は他州にない⁽⁹⁾。

①は、条文そのものとしては、各州の憲法又は州法上の婚姻の定義又は有効な婚姻の条件を定めたものと類似している。

しかし、この規定が連邦法上に置かれることにより、婚姻自体は連邦法の管轄ではないものの、連邦法上に規定がある連邦の健康保険、年金、相続等の権利又は義務は、同性の配偶者に対して認められないこと、連邦機関の被用者の配偶者としての福利厚生の対象とならないこと等、配偶者が有する様々な権利や義務について、男女間の婚姻しか対象とならないという効果が生じることとなった。また、婚姻関係法が州の専管的事項であるにもかかわらず、合衆国の市民権に関する事項が連邦議会の権限であるため⁽¹⁰⁾、同性婚を認める国からの移民や国際結婚等について

も、このDOMAの条文が影響を及ぼし、実質上、同性婚の国際結婚が認められない。このようにDOMAは、州だけで解決できない問題を生じさせている。このDOMAに対しても、同性婚推進側から、これまで数々の違憲訴訟が起こされている。

一方、同性婚に反対する立場からは、連邦最高裁判所がDOMAについての違憲判決を出す可能性を考え、これを回避するため、DOMAの①の内容を、合衆国憲法修正として成立させることを、試みようとしている⁽¹¹⁾。

「(表)婚姻を異性間に限定する規定の有無(2011年7月24日現在)」に、2011年7月24日現在の連邦、州及びワシントンDCにおける、DOMAの①に類似する規定の有無を一覧化した。

50州とワシントンDCのうち、州憲法及び州法上にDOMAの①に類似する規定を置いていない（違憲判決による無効を含む。）のは10州である。つまり、これら10州は州憲法及び州法上、婚姻に関して性別の定義を置いていない。その中の7州で、同性婚が合法化されている。

②については、あえてこの規定を連邦法上に置いたことが、他の法域（外国、他州）における有効な同性婚の自州での効力や自州で有効とされる同性婚の他の法域での効力について、明確な規定を州法上に置こうとする動きにつながっている。これについては、第II章2で説明する。

(6) Defense of Marriage Act of 1996, P.L.104-199, 110 STAT. 2419(1996).

(7) 当時の連邦議会は、両院とも共和党が多数を占めていた。しかし、民主党のクリントン大統領（当時）も、同性婚容認に積極的な立場ではなかったため、スムーズな署名がなされた。

(8) 1 U.S.C. § 7

(9) 28 U.S.C. § 1738C

(10) 合衆国憲法第1編8節4項の帰化条項。

(11) 例えば、憲法修正案として提出された下院合同決議案 Federal Marriage Amendment, H.J. Res 56(2003)がある（不成立）。

(表) 婚姻を異性間に限定する規定の有無 (2011年7月24日現在)

	憲 法	法 律
連邦	× (該当規定なし)	○ (該当規定あり) 合衆国法典第1編第7章「婚姻」及び「配偶者」の定義：連邦議会制定法、決定若しくは規則の意味又は合衆国行政機関による解釈を明確に定めるといふ点において、「婚姻」とは夫と妻としての1名の男性と1名の女性とによる法的な結合のみをいい、「配偶者」とは夫婦である異性の相手のみをいう。(DOMA 第2条)
ワシントン DC	同性婚合法化	同性婚合法化
アラバマ	○	○
アラスカ	○	○
アリゾナ	○	○
アーカンソー	○	○
カリフォルニア	○ (ただし、連邦控訴裁判所に違憲訴訟が係属中)	×
コロラド	○	○
コネチカット	同性婚合法化	○ (ただし、違憲判決により無効) 同性婚合法化
デラウェア	×	○
フロリダ	○	○
ジョージア	○	○
ハワイ	○ (DOMAとは異なる。州憲法修正第2「婚姻を異性間のカップルに限定する権限を州立法府が有する。」)	○
アイダホ	○	○
イリノイ	×	○
インディアナ	×	○
アイオワ	同性婚合法化	○ (ただし、違憲判決により無効) 同性婚合法化
カンザス	○	○
ケンタッキー	○	○
ルイジアナ	○	○
メイン	×	○
メリーランド	×	○
マサチューセッツ	同性婚合法化	×
ミシガン	○	○
ミネソタ	×	○
ミシシッピ	○	○
ミズーリ	○	○
モンタナ	○	○
ネブラスカ	○	×
ネバダ	○	×

	憲 法	法 律
ニューハンプシャー	同性婚合法化	同性婚合法化
ニュージャージー	×	×
ニューメキシコ	×	×
ニューヨーク	同性婚合法化	同性婚合法化
ノースカロライナ	×	○
ノースダコタ	○	○
オハイオ	○	○
オクラホマ	○	○
オレゴン	○	×
ペンシルバニア	×	○
ロードアイランド	×	×
サウスカロライナ	○	○
サウスダコタ	○	○
テネシー	○	○
テキサス	○	○
ユタ	○	○
バーモント	同性婚合法化	同性婚合法化
バージニア	○	○
ワシントン	×	○
ウエストバージニア	×	○
ウィスコンシン	○	○
ワイオミング	×	○

(出典) “Same-Sex Marriage, Civil Unions and Domestic Partnerships.”

NCSL ウェブサイト 〈<http://www.ncsl.org/default.aspx?tabid=16430>〉ほか、各種資料を参考に筆者作成。

2 婚姻に関する法制度

婚姻については、州ごとに独自に定められているため、統一した法制度は存在しない。その中で、共通している部分について、大まかな流れとして紹介する。

婚姻の制度は宗教、慣習によるところが多いものであり、アメリカの婚姻制度は、歴史的にキリスト教やコモンローとの関係が深かった。入植

当初は、単に合意にのみ基づいてなされていた「結婚」というものが、挙式等が教会等により執り行われる宗教婚を指すようになっていき、そして、結婚は次第に国家の統制する婚姻制度へと変遷していった⁽¹²⁾。現在では、宗教婚に対峙するものとして、民事婚 (civil marriage) が法制度化されている。

民事婚とは、一般には、挙式 (solemnization)、

(12) ジョージ・チョーンシー (上杉富之・村上隆則訳) 「第3章 結婚の変遷」『同性婚—ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』明石書店、2006、pp.97-128 は、歴史的にみて、「結婚」は慣習のみにとり仕切られていた時代の後、親族、奴隷所有者、主人、教会、続いて国家からの統制を受けたとする。そして、それは「結婚」という言葉で一般化するには、あまりにも多くの社会的状況や個人の意思、家族制度、財産、政治的な結びつきが膨大なバリエーションで結び付き合っているものであると述べる。アメリカにおいては、入植時には「結婚」において、結婚をするという当事者の単なる「合意」が教会又は国家が下す「公的な認知」よりも重要な条件であると考えられてきたが、独立革命期に入り、法的な契約の概念が重要となるにつれ、「結婚」が「国や州の法律上の契約関係」として認識されるようになったとしている。

儀式 (ceremony) (以下「挙式等」とする) を教会ではなく、公的機関が行う婚姻を指すが、制定法で定める有効な婚姻の手續に従う婚姻を「民事法上の婚姻 (civil marriage)」の用語で指し、そこに聖職者による挙式等を含む場合もある。現在のアメリカにおいては、宗教団体等により挙式が執り行われる場合も、公的機関等が挙式を行う場合も、法的に有効な婚姻となるための要件及び手續は、制定法で定められている。以下に、その内容を概説する。((図) 婚姻の流れ (例) を参照)。

ほとんどの州において、婚姻の有効な成立には、挙式等を必要としている⁽¹³⁾。挙式を有効に行うには、州政府により当事者の婚姻に対して「婚姻許可状 (marriage license)」が発給されなければならない。(州により用語が異なる場合がある。たとえば婚姻証明書という意味で用いられることが多い certificate という用語を許可状と類似の書類に対して用いる州や license が certificate を兼ねる等、用語の区別があいまいな州もある)。

当事者は法律の定める手續に従い、発給権限を有する者に対して婚姻許可状の発給の申請を行う。婚姻許可状を発給する者は、多くの州の場合、タウンやカウンティ⁽¹⁴⁾の書記 (clerk) である。この他、発給権限を有する者としては、州の登録官 (registrar) 等の役人が規定される州もある。

婚姻許可状の発給にあたっては、発給者は婚姻をしようとする当事者に婚姻障害事由のないことを確認する。婚姻障害事由とは、当事者が互いに近親者であることや一定年齢に達していないこと、先の婚姻又は婚姻類似の関係 (シビル・ユニオン、ドメスティック・パートナーシップ) が解消されていないこと、離婚が成立して

いないこと等である (近親者の範囲、年齢、離婚の成立要件等は州によって異なる)。このことから、婚姻を異性間に限る規定を有する州の場合、同性の当事者による申請に対しては、婚姻許可状を発給することができない。

婚姻許可状を発給された当事者は、法律で定められた挙式権限を有する者 (州務長官等の権限ある者により、臨時的に、挙式権限を付与され又は指名若しくは任命を受ける者も含まれる) に、挙式等を行ってもらう。挙式権限を有する者は、聖職者、僧侶等の宗教団体関係者、州の治安判事、州の各種裁判所の判事、連邦の各種裁判所判事等 (元判事や判事補等も含まれる州もある) である。挙式権限を有する者が州の居住者である必要があるか等についても、州ごとに異なる。

挙式権限を有する者により挙式等が行われたことを証明するため、当事者、司式者、証人等は、婚姻許可状の所定の欄に署名をし、その他の必要事項欄を司式者又は当事者が記入する。

ほとんどの州では、当事者や司式者等により必要事項欄の記載がなされた婚姻許可状を発給者に返付すると、発給者により、正式な婚姻としての登録がなされる。

挙式後に返付された婚姻許可状は、婚姻証明書 (marriage certificate) の原本として、記録又は保管される。

II 州等の同性婚法

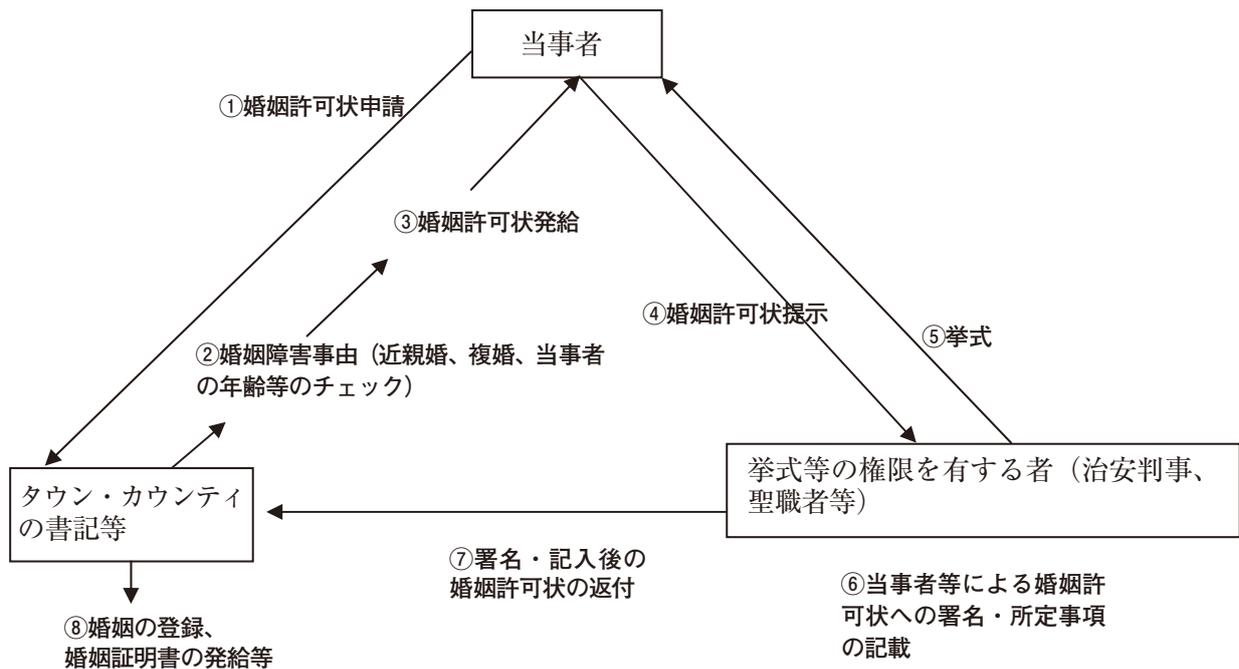
1 同性婚法成立の経緯

2011年7月24日現在、アメリカにおいて同性婚が合法化されている州等は、コネチカット州、アイオワ州、マサチューセッツ州、ニューハンプ

(13) 法に定められた挙式などの一定の手續を経していない婚姻でも、法的に有効な婚姻とみなすコモンロー婚については、本稿では説明を省略する。

(14) アメリカの州において一般的に用いられる地方自治体の呼称。カウンティの方がタウンよりも広範囲であることが多い。

(図) 婚姻の流れ (例)



(出典) 各州婚姻関係法条文に基づき、筆者作成。

シャー州、ニューヨーク州、バーモント州及びワシントン DC である。合法化が進んだ順に、概要を紹介する。⁽¹⁵⁾

2003 年 11 月マサチューセッツ州最高裁判所は、「州が同性カップルに対し、民事上の婚姻を拒否する憲法上妥当な根拠を見出せない」として、判決の 180 日後から、同性カップルに対して婚姻許可状を発給するよう、州に命じる判決⁽¹⁶⁾を出した。

2008 年 10 月、コネチカット州最高裁判所は、同州法における同性カップルの婚姻の禁止は州

憲法上の平等保護条項を侵害していると判断した。そこで、コネチカット州議会は、あらたに婚姻関連法の改正を行い、これは 2009 年 4 月 23 日州知事の署名により公法律 09-13 号 (PA 09-13) として承認され、同 29 日に施行された。この法律制定により、コネチカット州は同性婚を認める第 2 番目の州となった。また、2009 年 10 月以降は、それまであったシビル・ユニオンが婚姻に自動的に統合されることとなった。

2009 年 4 月、アイオワ州最高裁判所も、同性婚の禁止が違憲であるとの判決を下した。アイ

(15) 同性婚合法化の動きは、単に各州個別に、時系列で進行したのではなく、他州における立法、司法動向、婚姻とは区別したシビル・ユニオン制度等の成立の検討、連邦における DOMA 制定の動き等、互いに複雑に関係し合っていた。全米で最初に同性婚を合法化した州はマサチューセッツ州ではあるが、それに先んじて 1993 年ハワイ州 (前掲注(4)参照。)と、1999 年バーモント州で、同性婚禁止を違憲であるとして提起された訴訟につき、州最高裁が同性間の婚姻又は、それに類似する制度に関する法改正について、州議会に対し、検討を求める判断を下した。マサチューセッツ州において同性婚が合法化されたのは、これらの両州の立法府が州最高裁の判断への対応を検討していたさなかであった。また、ハワイ州の最高裁判決後、各州の自治体が独自に同性カップルに婚姻許可状を発給する等の活動も起きていた。1990 年代からマサチューセッツ州において同性婚合法化がなされる 2003 年までの情勢については、「第 4 章 なぜ結婚が目標となったのか？」チョーンシー前掲注 (12), pp.129-190; Katharine K. Baker and Katharine B. Silbaugh, *Essentials Family Law*, New York: Wolters Kluwer, 2009, pp.42-49 等を参照のこと。

(16) Goodridge v. Dept. of Public Health, 798 N.E.2d 941 (Mass. 2003).

オワ州には、州法上、婚姻を男女間に限定した制度とする条文が存在し、これは現在もまだ削除されていない。しかし、この判決に基づき、同年9月から同性カップルに対しても、州法上の婚姻手続を実施している。

バーモント州では、州最高裁判所による違憲判決等がなかったが、2009年5月、州議会は、同性カップルに婚姻を認める法改正を可決し、2009年9月1日に2009年法律第3号として施行された。この法律により、州内のシビル・ユニオンは婚姻に自動的に統合され、州外で結ばれているシビル・ユニオンについても、バーモント州においては婚姻として承認されることとなった。

2009年ニューハンプシャー州議会も同性婚を認める法改正を2009年5月6日に可決し、これは、同年6月4日に州知事の署名を経て(2009年法律第59号)、2010年1月1日から施行された。内容は、バーモント州と類似する。

ニューハンプシャー州の動きに続き、2009年にはメイン州においても、州議会で同性婚を認める法改正が同年5月6日可決され、同日州知事により署名がなされた(2009年法律第82号)。施行は同年9月12日となるはずであったが、この法律の適用の是非を問う州民発議に対し、署名が有効数集まったため、施行は保留された。同年11月3日、州民投票が行われ、300,848対267,828⁽¹⁷⁾で、法律の無効が採択された。結果として、メイン州では、同性婚は最終的には合法化に至らなかった。

2009年12月15日にはワシントンDC市議会において、同性婚法が可決され、市長によりA18-248号として署名された。その後、連邦議会による承認期間を経て、2010年3月3日、法

律第18-110号として施行された。

2011年6月24日、ニューヨーク州議会で同性婚法が可決され、同日、州知事による署名を経て成立した(2011年法律第95号)。施行日は、同年7月24日である。

ニューヨーク州議会では、2007年及び2009年にも類似の法案が下院を通過していたが、上院で可決されず、成立が阻まれていた。2011年の法案の提案に際しては、クオモ州知事(民主党)が法案の共同提出者となる議員を両院で募り、法案を両院で確実に通過させるよう準備をしていた。しかし、議会審議が始まってからも、共和党優位の上院における反発が強く、最終的には司祭、牧師、僧侶等は、同性婚の挙式を拒否できること、宗教団体や慈善団体は、同性婚の挙式等への関与を強制されないことを法案修正として付け加えるよう州知事が主導した結果、上院での過半数の賛成が確保された。この法案修正は、同性婚に反対する宗教家が同性婚の挙式を拒否した場合、訴訟を提起されるおそれがあることを危惧する反対派議員に対し、法案推進派が譲歩したものであった。⁽¹⁸⁾

2 同性婚に関する州等の規定

上述のとおり、2011年7月24日現在、6州とワシントンDCが同性婚を合法化しているが、これらは特に一律な規定というものではない。州最高裁判所による違憲判決により同性婚が合法化した州においては、DOMA類似規定が削除されないまま、州法典に存在しているところもある。

このような中で、次の5つの点において、各州等でどのような規定がおかれているのかにつき説明を付し、6州とワシントンDCの法律で該

(17) "People's Vetoes 1909-: Compiled by the Maine State Law and Legislative Reference Library."

<http://www.maine.gov/legis/lawlib/peoplesveto.htm>

(18) ニューヨーク州同性婚法の制定の経緯等については、井樋三枝子「【アメリカ】ニューヨーク州同性婚法成立」『外国の立法』No.248-2, 2011.8, pp.4-5. <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02480202.pdf> を参照。

当する条文を翻訳する。

(1) 婚姻の定義

婚姻について明確な定義が法律でなされる場合、「性別を問わない2名の者による法的結合」とする内容のことが多い。複婚（重婚）及び近親婚は、すべてのアメリカの同性婚において認められていない。定義では、合わせて婚姻の当事者は法に定める要件を満たすことという条件が付されている場合もある。

(2) 婚姻の資格・禁止される婚姻

(1)で述べたとおり、異性間、同性間を問わず複婚は禁止されており、先の婚姻のみが有効で後の婚姻が無効とされる。また、一定年齢以下の時点で行われた婚姻については、無効となる場合がある。婚姻できない年齢も定められる。人種、心身の欠陥・障害等を理由とする婚姻の制限は、現在ではほぼ撤廃されているが、後見人等が付いている者又は未成年の場合は、婚姻には後見人等又は親の同意が必要とされる。上述したとおり、婚姻では親の同意を得た未成年者が当事者となることが認められる州も多くあるが、同性婚の場合に限っては、成人（18歳）となった後にのみ、婚姻の当事者として認める別規定を置く州もある。

(3) 他の法域（他州、外国）における婚姻の承認

この点については、州相互間及び州と連邦の関係について定めた合衆国憲法第4編（連邦条項）の第1節「十分な信頼と信用条項」及び第2節1項「特権及び免責条項」との関係が問題となる。

「十分な信頼と信用条項」においては、州際私法上、準拠法となる他州法の適用、他州の判決

の承認等が相互に義務付けられている。つまり、他州で合法的に成立した婚姻についても、相互に承認する必要があると解釈される。しかし、これに関しては、解釈の問題が全く生じないわけではない。例えば、単なる住所（residence）と法定住所（domicile）を区別し、法定住所のある州においてなされた婚姻や離婚判決等でなければ、他州は「信頼と信用」を与えなくてもよいという判例が存在する。また、法定住所を適法に取得しただけでは足りず、その後も継続してその州に居住しつづける意思を証明する必要があるとする判例もある⁽¹⁹⁾。他州において法定住所を適法に取得したかどうかの判断は、その他州における判決等を承認する立場にある州に権限があるとされている。

「特権及び免責条項」とは、一時的にある州に滞在する場合、その州や自治体から差別されてはならず、その州民が与えられている特権及び免責権を等しく享受することができるという内容である。

これに加えて、同性婚の場合には、ある州で認められている婚姻の他州における取扱いについては、ある州で同性間に婚姻または類似の身分関係が認められている場合であっても、他州はその関係を承認する義務を負わないというDOMA第2条⁽²⁰⁾の規定の存在が問題となる。

そこで、同性婚を合法化している州では、DOMAの効力をどうするかについても、明確な規定を置いている場合がある。例えば、マサチューセッツ州は、同州において同性婚を含む婚姻は、同州に法定住所を有しているか、居住しつづける意思の表明がなければ認められないとする州法の規定を廃止した⁽²¹⁾。また、バーモント州では、州に居住していなくても、婚姻許可状の発給を受けることができる。

(19) 鈴木康彦『註釈合衆国憲法』国際書院, 2000, p.140.

(20) *op.cit.* (9)

(21) 2008年法律第216号による。ただし、他州においてそれが認められるかについては、当然にまた別の問題となろう。

同性婚を合法化していない州でも、他の法域において有効に成立した婚姻を承認すると考えられる州もある。

ロードアイランド州では2007年2月、州法務総裁が、マサチューセッツ州で婚姻した同性カップルに対し、その婚姻をロードアイランド州において有効であると認める見解を発表している⁽²²⁾。また、2007年12月には、ロードアイランド州最高裁判所が、州裁判所はマサチューセッツ州での同性婚に対する離婚の訴えに対する管轄権を有しないという判決を下した⁽²³⁾。この判決を踏まえ、ロードアイランド州は他の法域で成立した婚姻の有効性について独自に判断をせず、それを承認する運用を取っている。

メリーランド州には、他の法域で成立した婚姻についての記録簿と証明書発給方法を定めた条文⁽²⁴⁾のみが存在するが、「一般原則として、挙式の場所で有効である婚姻はメリーランドにおいても効力を有する」という判決が出され⁽²⁵⁾、関連の法改正等を経た現在でも、なお判例として効力を有している。⁽²⁶⁾

(4) 宗教団体等による同性婚挙式の拒否、拒否による法的不利益の有無

宗教団体は、その教義の性質上、同性婚の禁止に積極的な圧力団体であることが多い。これらの団体やこれらの団体の支援を受ける議員の賛同をどのようにとりつけるかが、同性婚法の成立の鍵を握る場合がある。

例えば、前述のとおり、ニューヨーク州におけ

る同性婚法成立時には、最後まで難航した上院の譲歩を引き出すために、推進派が、①宗教団体は同性婚の挙式を引き受ける義務を負わないこと、②宗教団体による同性婚の挙式又は宗教団体の施設若しくは財産の提供の拒否が、訴追や公的補助金の打切りといった不利益を発生させる原因にならないことを明示した条文を追加した⁽²⁷⁾。

ニューヨーク州のこのような条文と類似するのは、先に同性婚の合法化に踏み切り、明確な法改正を行った州にも存在している。

(5) 他の婚姻類似制度との関係

同性間にのみ適用される既存のシビル・ユニオン等の婚姻類似の関係が、同性婚合法化により、自動的に婚姻に移行することを定める規定がおかれる州がある。また、このような婚姻類似の制度の廃止を規定する州や、両制度を併存させる州もある。

おわりに

現在のオバマ政権において、DOMAとその違憲性の判断について新たな動きも生じている。

2010年末に連邦地方裁判所が、2件の訴訟においてDOMAに基づき、同性カップルが婚姻関係として取り扱われないことは違憲であると判断したことを受け⁽²⁸⁾、2011年2月23日エリック・ホルダー司法長官は、オバマ大統領の意向により、DOMA第3条は違憲であり、司法省に対して、

(22) この州法務総裁の意見には、法的拘束力はない。Gay & Lesbian Advocates & Defenders, "Marriage Guide for Rhode Island Same-Sex Couples," December 2010. (<http://www.glad.org/uploads/docs/publications/ri-marriage-guide.pdf>)

(23) Chambers v. Ormiston, 935 A.2d 956 (R.I. 2007).

(24) Md. Code, Family Law, Sec.2-502.

(25) Mendelson v. Mendelson, 75Md. App. 486, 541 A.2d 1331(1988).

(26) Editor's Note, Sec. 2-101, Annotated Code of Maryland, LexisNexis (Annotations through July 14, 2011).

(27) 井樋 前掲注(18)

(28) Pedersen v. Office of Personnel Management, Windsor v. United States. 同性の配偶者からの相続が認められず、贈与として課税されたことが原因の訴訟である。

連邦政府が当事者となっているこの2件の訴訟について、控訴しないよう指示したと発表した。⁽²⁹⁾また、続いて2月24日には、連邦側が連邦控訴裁判所に控訴を行っていた同種の内容の訴訟⁽³⁰⁾についても、訴訟を続けたいことを発表した。

オバマ政権は2010年末に、同性愛者の軍務禁止規定の廃止を連邦議会に求め、実行させる等⁽³¹⁾、同性愛者の権利を保護する政策を推進している。

連邦議会においても、かねてからDOMAの維持又は廃止については、非常に議論の分かれる問題となっている。同性愛に反対する団体や宗教団体は、DOMAがある限り、各州の同性婚法の効力を限定的なものにできると考え、DOMA存続を強く主張しており⁽³²⁾、これらの団体の支持を受ける連邦議員に与える影響力が大きい。このため、特定の訴訟に関してではあるものの、オバマ大統領と司法省がDOMAの違憲性についての見解を発したことは、連邦議会に対しても、大きな影響を与えることとなった。

共和党が多数を占める下院のジョン・ベイナー

下院議長は、超党派法諮問会議 (Bipartisan Legal Advisory Group: BLAG)⁽³³⁾を開催し、下院法律顧問局 (Office of General Counsel of the U.S. House of Representatives: OGC)⁽³⁴⁾に対し、司法省が継続しないとしたDOMAに関する訴訟の一部に参加するよう指示した。⁽³⁵⁾また、司法省への補助金の縮小を検討すべきとも発言している。⁽³⁶⁾

アメリカの50州及びワシントンDCの中で、同性婚が合法化されているのは、現在、7か所に過ぎず、同性婚合法化の割合は、決して多くはない。しかし、同性婚の合法化は、1990年代終わりに始まり、2000年に入って本格的になっていること、特に、2009年前後から、次々と同性婚の禁止に対する州憲法上の違憲判決が出され、制定法上も明確に同性婚を認める法改正が進んだことを考え合わせると、この問題をめぐる状況が大きく動き始めていると見ることもできる。今後も連邦、州ともに、婚姻に関する法制度、裁判等の動向が注目される。

(いび みえこ)

(29) Department of Justice, "Statement of the Attorney General on Litigation Involving the Defense of Marriage Act." <<http://www.justice.gov/opa/pr/2011/February/11-ag-222.html>>

(30) Massachusetts v. HHS et al.(1st Cir.No.10-2204); Hara et al. v. OPM et al.(1st Cir.NOs.10-2207 and 10-2214). Letter of Tony West, Assistant Attorney General, to United States Court of Appeals for the First Circuit, February 24, 2011. Gay & Lesbian Advocates & Defenders ウェブサイト <<http://www.glad.org/uploads/docs/cases/gill-v-office-of-personnel-management/doj-letter-re-ma-doma-cases-02-2011.pdf>>

(31) 井樋三枝子「【アメリカ】同性愛者の軍務禁止法の廃止」『外国の立法』No.246-2, 2011.2, pp.4-5. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02460202.pdf>>

(32) Markos Moulitsas, "Marriage Equality," *Hill*, July 6, 2011, p.19.

(33) 合衆国法典第2編第130f条に基づき設置される下院法律顧問局 (Office of General Counsel of the U.S. House of Representatives) に対し、法的措置を取るよう指示する権限を有する。構成員は、下院議長、下院多数党院内総務、下院多数党院内幹事、下院少数党院内総務及び下院少数党院内幹事である。Felicia Sonmez and Ben Pershing, "Boehner launches effort to defend gay-marriage ban," *Washington Post*, March 5, 2011. <<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2011/03/04/AR2011030406669.html>>

(34) 合衆国法典第2編第130f条に基づき設置される。下院の法律顧問を務め、下院が当事者となる訴訟において下院を代表する役割を担う。Office of General Counsel <<http://www.ogc.house.gov/>>

(35) "House Will Ensure DOMA Constitutionality Is Determined By The Court," March 9, 2011. ベイナー下院議長ウェブサイト <<http://johnboehner.house.gov/News/DocumentSingle.aspx?DocumentID=228585>> ; *op.cit.* (34)

(36) "Boehner Says DOJ Funds Should Be Cut To Pay For DOMA Defense; Asks Leader Pelosi To Join In Supporting Redirection of Funds," April 18, 2011. ベイナー下院議長ウェブサイト <<http://johnboehner.house.gov/News/DocumentSingle.aspx?DocumentID=237443>>

同性婚に関する州等の規定

連邦、ワシントン DC、コネチカット州、アイオワ州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、
 ニューヨーク州及びバーモント州

(2011年7月24日現在)

海外立法情報課 井樋 三枝子訳

【目次】

- 1 婚姻の定義
- 2 婚姻の資格・禁止される婚姻
- 3 他の法域（他州、外国）における婚姻の承認
- 4 宗教団体による同性婚挙式の拒否、拒否による
 法的不利益の有無
- 5 他の婚姻類似制度との関係

1 婚姻の定義

連邦・州名	関係条文	備考
連邦	合衆国法典 第1編 一般規定 第1章 解釈規則 第7条 「婚姻」及び「配偶者」の定義 連邦議会制定法、決定若しくは規則の意味又は合衆国行政機関による解釈を明確に定めるという点において、「婚姻」とは、夫と妻としての1名の男性と1名の女性とによる法的な結合のみをいい、「配偶者」とは夫婦である異性の相手のみをいう。	DOMA 第3条
ワシントン DC	ワシントン DC 法典 第VIII部 一般法 第46編 家族関係 I部 総則 第4章 婚姻 第46-401条 婚姻の平等な権利 (a) 婚姻は、2名の者の法的に認められた結合である。第46-401.01条又は第46-403条によって明示的に禁止されている婚姻でなければ、DCにおいて、何人も性別にかかわらず、他人と婚姻をすることができる。 (b) 婚姻関係又は家族関係に関する権利及び責任の履行に必要な性別を特定する用語は、いずれの法律においても、一貫して、目的にかかわらず、制定法の文脈、行政若しくは裁判所規則、政策、コモンロー又はいかなる民事法の他の法源においても、性中立的に解釈しなければならない。	2009年宗教の自由及び民事婚平等改正法（法律第18-110号）2010年3月3日施行により条文改正。
コネチカット	コネチカット州法典 第1編 一般的適用の条項 第1章 制定法の解釈 第1-1m条 婚姻用語の適用 州法典又は州公法律において夫、妻、新郎、新婦、寡婦又は寡夫という用語の意義は、2名の同性婚の当事者のうちの1名を含むとみなす。 第46b編 家族法 第815e章 婚姻 第46b-20条 定義 この章において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 「記録官」とは、人口動態記録官をいう。 (2) 「申請者」とは、婚姻許可状の申請者をいう。 (3) 「許可状」とは、婚姻許可状をいう。 (4) 「婚姻」とは、2名の者による法的な結合をいう。	

アイオワ	<p>アイオワ州法典 第 XV 編 裁判所及び訴訟手続 第 1 部 家族関係 第 595 章 婚姻 第 595.1A 条 契約 婚姻は民事契約であり、特に明示される場合を除き、互いに契約関係となる資格を有する当事者の合意を必要とする。</p>	<p>資格については、第 595.2 条で定める。次表「2 婚姻の資格・禁止される婚姻」参照。</p>
マサチューセッツ	<p>該当する条文なし。 2003 年マサチューセッツ州最高裁判所判決*：同性婚を禁止するマサチューセッツの制度は、州憲法第 12 条のデュープロセスのための論理的な根拠テスト及び州憲法第 1 条平等条項に適合しない。</p>	<p>*Goodridge v. Dep't of Pub. Health(2003)440 Mass 309, 798 Ne2d 941.</p>
ニューハンプシャー	<p>ニューハンプシャー州法典 第 XLIII 編 家族関係 第 457 章 婚姻関係 第 457:1 条 目的及び意図 この章は、婚姻する意思があり、この章の規定による宗教的又は民事的な儀式で婚姻の挙式を行う 2 名の個人で、この章の適格要件を満たすものについて、個人の権利を確認することを目的とする。 第 457:1-a 条 婚姻 婚姻は 2 名の者の法的に認められた結合である。何人もこの章における適格要件を満たすときは、性別にかかわらず他者と婚姻する資格を有する。婚姻の当事者は、新婦、新郎又は配偶者という。</p>	
ニューヨーク	<p>ニューヨーク州家族関係法 第 3 編 婚姻の挙式、証明及び効力 第 10 条 民事契約としての婚姻 婚姻は、法律上の効力に関する限り、引き続き、法律上、契約締結の能力を有する当事者の合意が要素となる民事契約とする。 第 10-a 条 婚姻の当事者 1 有効な婚姻は、婚姻の当事者が同性又は異性のいずれであっても、有効とされなければならない。 2 制定法、行政規則、裁判所規則、公共政策、コモンロー又はその他の法源のいずれから発生するものであっても、婚姻に関する政府による取扱い、法的地位、効果、権利、恩恵、保護又は責任は、婚姻の当事者が異性であり若しくはあったこと又は同性であり若しくはあったことを理由として異なってはならない。法に基づく配偶者の権利及び責任の適用のために必要な場合、すべての種類の法において、性特定の言葉又は用語は、すべて性中立的な方法において解釈される。</p>	
バーモント	<p>バーモント州法典 第 15 編 家族関係 第 1 章 民事法上の婚姻 第 8 条 婚姻の定義 婚姻は法的に認められた 2 名の者の結合である。この章又は他の制定法において用いられる場合には、「婚姻」は、民事法上の婚姻をいう。制定法、行政若しくは裁判所規則、政策、コモンロー又はその他の民事法の法源において、その文脈にかかわらず、婚姻関係又は家族関係に関する用語は、どの法律においても、一貫して、目的にかかわらず、この条に適合するものと解釈する。</p>	

2 婚姻の資格・禁止される婚姻

連邦・州名	関係条文	備考
連邦	該当する条文なし。	
ワシントン DC	<p>ワシントン DC 法典 第 VIII 部 一般法 第 46 編 家族関係 I 部 総則 第 4 章 婚姻 第 46-401.01 条 婚姻の無効 総則 次に掲げる婚姻は、ワシントン DC においては禁止され、裁判所の判断がない場合であっても、当初から完全に無効とする。 (1), (2) 廃止 (2A) 祖父母、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、親の兄弟姉妹、孫、孫の配偶者、配偶者の孫、兄弟姉妹の子との婚姻 (3) 以前婚姻していたことがある者であって、以前の婚姻が死別又は裁判所による離婚の宣告により終了していない者が、当事者のうちの 1 名である場合 第 46-403 条 婚姻の無効 承諾年齢 次に掲げる婚姻は違法であり、裁判所の宣告により無効が言い渡されたときから無効である。 (1) 婚姻をした時に、婚姻に有効な合意をする精神的な能力が存在しなかったことを理由に、不能であり又はあったと裁判所が認めた者の婚姻 (2) 強迫又は詐欺により、当事者の一方による同意がなされた婚姻 (3) 廃止 (4) 当事者の一方が、ここに定める承諾年齢である 16 歳に達していない場合</p>	
コネチカット	<p>コネチカット州法典 第 46 b 編 家族法 第 815e 章 婚姻 第 46b-20a 条 婚姻の資格 次に掲げる者は、婚姻をする資格を有する。 (1) この州又は他の州若しくは法域において、婚姻又は婚姻によって生ずる権利と同様の権利、恩恵及び責任を実質的に提供する関係の当事者となっていないこと。ただし、そのような他の法域における婚姻等の関係にある当事者が婚姻をしようとする当事者と同一である場合を除く。 (2) 州法典第 46b-30 条において定められるものを除き、18 歳以上の者 (3) 州法典第 46b-29 条の規定において定められるものを除いて、後見人の監督又は管理下にいない者 (4) 州法典第 46b-21 条の規定による、婚姻禁止事由に該当しない場合 第 46b-21 条 血族又は姻族との婚姻の禁止 親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、伯叔父、伯叔母、義親又は継子とは婚姻してはならない。これらの者との婚姻は無効である。</p>	
アイオワ	<p>アイオワ州法典 第 XV 編 裁判所及び訴訟手続 第 1 部 家族関係 第 595 章 婚姻 第 595.2 条 性別・年齢 1 男性と女性の間の婚姻のみが有効である。 2 1 に加え、18 歳以上の男性及び女性の間の婚姻が有効である。ただし、当事者の一方又は双方がその年齢に達していない場合には、この条で規定される状況において、婚姻は有効とすることができる。 3~5 略 アイオワ州最高裁判所判決*：この条の 1 は、同性愛者が現実的に民事婚を意図的にできない状況におくことにより、性別を理由として、暗黙のうちに差別を行っている。この条により、同性愛者が非常に説得力のある理由なしに異なる取扱いに服さなければならないならば、法による平等保護の原則（州憲法第 1 節第 6 条）の恩恵を剥奪されており、州憲法の規定を侵害している。適切な救済措置としては、婚姻を男女間に限定する制定法上の文言を削除し、残った制定法上の文言は同性愛者に婚姻制度上の完全な権利を認める方法で解釈され適用されるようにすることである。よってこの条は州憲法に違反する。 第 595.19 条 無効な婚姻 1 次に掲げる血縁を有する者の相互間の婚姻は、無効である。 a 男性と親の姉妹、娘、姉妹、孫娘又は姪</p>	<p>*Varnum v. Brien, 763 N.W.2d862, 2009 Iowa Sup.(2009)</p>

	<p>b 女性と親の兄弟、息子、兄弟、孫息子又は甥 2 略</p>	
マサチューセッツ	<p>マサチューセッツ州法典 第 II 部 物的財産、人的財産及び家族関係 第 III 編 家族関係 第 207 章 婚姻 第 1 条 男性が特定の親族との婚姻が禁じられる場合 いかなる男性も、母、祖母、娘、孫娘、姉妹、義母、祖父の妻、孫の妻、妻の母、妻の祖母、妻の娘、妻の孫娘、兄弟姉妹の娘又は父母の姉妹と婚姻してはならない。 第 2 条 女性が特定の親族との婚姻が禁じられる場合 いかなる女性も、父、祖父、息子、孫息子、兄弟、義父、祖母の夫、娘の夫、祖母の夫、夫の祖父、夫の息子、夫の孫息子、兄弟姉妹の息子及び父母の兄弟と婚姻してはならない。 第 4 条 複婚の無効 当事者の一方の前の妻又は夫が生存している場合に結ばれた婚姻契約は、第 6 条及び第 208 章において定められる場合を除き、無効となる。</p>	
ニューハンプシャー	<p>ニューハンプシャー州法典 第 XLIII 編 家族関係 第 457 章 婚姻関係 第 457:2 条 禁止される婚姻 何人も、父、母、父の兄弟姉妹、母の兄弟姉妹、子、兄弟姉妹、孫、兄弟姉妹の子又は従兄弟姉妹と婚姻してはならない。同時に 2 名以上の者と婚姻してはならない。 第 457:4 条 婚姻可能である者 14 歳未満の男性及び 13 歳未満の女性は、1 名の男性及び 1 名の女性との間の有効な婚姻をなすことができない。また、当該者間の婚姻はすべて無効であり、失効する。18 歳未満の男女は同性間の有効な婚姻をすることができない。また当該者間の婚姻は無効であり、失効する。</p>	
ニューヨーク	<p>ニューヨーク州家族関係法 第 2 編 婚姻 第 5 条 近親婚及び無効な婚姻 次に掲げる親族が嫡出であるか非嫡出であるかを問わず、その近親婚は無効である。 1 直系尊属及び直系卑属 2 兄弟姉妹。異母兄弟姉妹及び異父兄弟姉妹を含む。 3 伯叔父及び甥又は伯叔母及び姪 第 3 編 婚姻の挙式、証明及び効力 第 15a 条 14 歳未満の未成年の婚姻 当事者の一方が 14 歳未満である婚姻はいかなる場合でも禁止される。実際に婚姻をしようとした時に当事者の一方又は双方が 14 歳未満である者に、知りつつ婚姻許可状を発給するタウン又はシティの書記は、軽罪として有罪となり、100 ドルの罰金を科せられる。</p>	
バーモント	<p>バーモント州法典 第 15 編 家族関係 第 1 章 民事法上の婚姻 第 1a 条 近親婚の禁止 何人も親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、兄弟姉妹の子、親の兄弟姉妹とは婚姻してはならない。 第 4 条 一方が婚姻している場合の民事法上の婚姻 民事法上の婚姻をした当事者の一方が、婚姻の相手方以外の生存している者と法的に婚姻をしているか又はシビル・ユニオンを締結している場合には、当該婚姻は無効である。</p>	

3 他の法域（他州、外国）における婚姻の承認

連邦・州名	関係条文	備考
連邦	<p>合衆国法典 第 28 編 司法及び裁判手続 第 115 章 証拠 記録 第 1738C 条 特定の法、記録並びに手続及びその効力 合衆国のいかなる州、準州若しくは領土又はインディアン部族も、他の州、準州若しくは領土並びに部族において婚姻と同様に取り扱われる同性の 2 名の者の相互関係に関して、又は当該関係から生じる権利若しくは主張に関して、他の州、準州若しくは領土並びに部族のいかなる法律、記録又は裁判手続にも効力を及ぼすことを要求されない。</p>	DOMA 第 2 条
ワシントン DC	<p>ワシントン DC 法典 第 VIII 部 一般法 第 46 編 家族関係 I 部 総則 第 4 章 婚姻 第 46-405 条 他の法域における違法な婚姻 ワシントン DC に法定住所を有し、又は保持している者が、前条の規定により違法と宣言される婚姻を他の法域においてする場合には、当該婚姻は違法とみなす。そして、その法域において有効に儀式が執り行われていたとしても、ワシントン DC におけるものと同様の方法で無効を宣言することができる。 第 46-405.01 条 他の法域における婚姻の承認 他の法域において、資格を有すると認められる 2 名の同性間での合法的な婚姻は、第 46-401.01 条から第 46-404 条までの規定により明確に禁止されておらず、第 46-405 条に基づき違法であると認められないときは、ワシントン DC において婚姻として承認することができる。</p>	
コネチカット	<p>コネチカット州法典 第 46b 編 家族法 第 815e 章 婚姻 第 46b-28 条 外国において儀式がなされた婚姻の有効性 当事者の一方又は双方がこの州の市民である婚姻で、外国において儀式が行われるものは、(1) 当事者がこの州において、当該婚姻をする法的な能力があり、挙行地の法で定める方法で儀式が行われる場合又は (2) 婚姻が合衆国から挙行地に派遣された大使若しくは公使の立会いの下で行われた場合又は挙行地に派遣された信任状を与えられた合衆国の領事官の立会いの下、その管轄内で行われた場合において、叙任され、又は許可された聖職者が職務として外国又は合衆国内の他州において執り行うときは、その婚姻は有効である。 第 46b-28a 条 他州又は他の法域においてなされた婚姻及びその他の関係の承認 婚姻又は婚姻と実質的に同様の権利、恩恵及び責任を定めた関係であって、他州又は他の法域においてなされ、そのような他州又は他の法域が有効と認めるものは、この州の制定法により明示的に禁止されている婚姻又は関係でなければ、この州においても有効な婚姻であると承認される。 第 46b-28b 条 この州でなされた婚姻の他州又は他の法域における承認 この州における 2 名の間での婚姻であって、この州において有効であると認められるものは、その婚姻の当事者の一方又は双方が他州又は他の法域に渡航又は居住する場合には、そのような他州又は他の法域において婚姻又は婚姻と実質的に同様の権利、恩恵及び責任を定めた関係として承認されることができる。</p>	
アイオワ	<p>アイオワ州法典 第 XV 編 裁判所及び訴訟手続 第 1 部 家族関係 第 595 章 婚姻 第 595.20 条 外国の婚姻—有効性 他州、他の合衆国の準州若しくは領土又は外国の法域において儀式が行われた婚姻は、他州、他の合衆国の準州、領土又は外国の法域において有効である場合、この州においても有効である。ただし、当事者は、州法第 595.22 条第 1 項に定める有効性の条件を満たしており、その婚姻が無効を宣言されていない場合に限る。</p>	
マサチューセッツ	<p>マサチューセッツ州法典 第 II 部 物的財産、人的財産及び家族関係 第 III 編 家族関係 第 207 章 婚姻 第 10 条 他の法域における婚姻の効力 この州に居住し、また、引き続き居住しようとする者は、この州の法に基づき、婚姻契約の締結が不能又は禁止されている場合において、他の法域に赴き、この州の法により禁止され、かつ無効が宣言される婚姻契約を締結したときは、この州において禁止されている婚姻をした時と同様に、当該婚姻は、取り消され、無効とされなければならない。</p>	居住し、引き続き居住しようとするとは、法定住所を有するということを指す。

	<p>第 11 条 (廃止) 州に居住しない、また、引き続き居住しようとしな 者による州における婚姻を禁止する規定。</p>	<p>2008 年法律第 216 号第 1 条により廃 止。</p>
<p>ニューハンプシャー</p>	<p>ニューハンプシャー州法典 第 XLIII 編 家族関係 第 457 章 婚姻関係 第 457:3 条 他州における婚姻と承認 ニューハンプシャー州外において合法的になされた婚姻は、婚姻の当 事者が、その婚姻の時に、ニューハンプシャー州の永住者であり、又は その後、永住者となろうとする場合には、ニューハンプシャーにおいて、 州法第 457:2 条において禁止されていない婚姻であれば、この州におい て有効であるとし、かつ婚姻許可状の発給も合法とする。州外におい て合法的になされた婚姻で州法第 457:2 条において禁止されるものは、 この州では、違法なもののみならず。この条の施行日前に、州において有 効と認められたニューハンプシャー居住者の婚姻は、この条の施行日以 後もなお、その効力を有する。</p>	
<p>ニューヨーク</p>	<p>該当する条文なし。 ただし、以下の判例等に従い、他の法域で合法と認められた婚姻（同性 婚を含む）をニューヨーク州は承認する。 2008 年デビット・ペーターソン州知事（当時）の通知：ニューヨーク 州第一審裁判所判決*（ニューヨーク州においては他の法域で合法と 認められた婚姻が、長年承認されてきたという内容）に対してなされ た被告側（自治体）の控訴が棄却されたことを受けて出された通知。 州の各行政機関に対し、他の法域で合法とされた同性婚も承認するこ とを指示する内容。 2008 年ニューヨーク州第一審裁判所判決**：上述のペーターソン州知 事の通知は違法であるという訴えにつき、知事の通知に違法性はない として棄却した。</p>	<p>* Martinez V. Monroe, 850 N.Y.S.2d 740 (4th Dep't 2008) . ** Golden v. Paterson, 877 N.Y.S.2d 822. (2011 年 7 月 24 日 現在有効)</p>
<p>バーモント</p>	<p>該当する条文なし。 ただし、以下の条項の廃止に伴い、同性婚も含む他州での婚姻の効力を 認め、バーモント州に法定住所を有さない者の州での婚姻を承認してい る。 バーモント州法典 第 15 編 家族関係 第 1 章 民事法上の婚姻 第 5 条 他州でなされた婚姻（廃止） バーモント州に居住し、居住を 続ける意図のある者が他州で婚姻をなすことを禁止し、他州でなした 婚姻を無効とする内容。 第 6 条 州に居住しない者に関する州における婚姻（廃止） バーモン ト州に居住していない者又は居住を続ける意図のないものによる、州 での婚姻を禁止し、挙式されていても無効とする内容。</p>	<p>2009 年法律第 3 号第 12 条により 廃止。 同上</p>
<p>(ロードアイランド (参考))</p>	<p>該当する条文なし。 ただし、以下の判例等に従い、他の法域で合法と認められた婚姻（同性 婚を含む）をロードアイランド州は承認している。 ロードアイランド州最高裁判所判決*：ロードアイランド州の裁判所は マサチューセッツ州での同性婚に対する離婚の訴えに対する管轄権を 有しない。 州司法長官の見解：マサチューセッツ州で婚姻した同性カップルに対し、 その婚姻をロードアイランド州において有効であると認める（2007 年 2 月）。</p>	<p>*Chambers v. Ormiston, 935 A.2d 956 (R.I. 2007)</p>
<p>(メリーランド (参 考))</p>	<p>メリーランド州法典 家族法 第 2 編 婚姻 第 5 記録 第 2-502 条 外国での婚姻登録簿 記録の証明 (a) 「外国での婚姻」の定義 この章において「外国での婚姻」とは、婚姻の儀式が、次に掲げる要 件をすべて満たす婚姻をいう。 (1) 州外で執り行われていること。 (2) 当事者の一方又は双方がこの州の市民権を有していること。 (b) 外国での婚姻記録簿 (略) (c) 外国での婚姻の証明 要求に応じて、書記は裁判所の証明の下、外国での婚姻の証明をこの 州において執り行われた婚姻の儀式の証明と同様の方法で行う。 1988 年メリーランド州最高裁判決*：一般原則として、挙行地で有効な 婚姻は、メリーランド州においても効力を有する。</p>	<p>*Mendelson v. Mendelson, 75Md. App. 486, 541 A.2d 1331(1988)</p>

4 宗教団体による同性婚挙式の拒否、拒否による法的不利益の有無

連邦・州名	関係条文	備考
連邦	該当する条文なし	
ワシントン DC	<p>ワシントン DC 法典 第 VIII 部 一般法 第 46 編 家族関係 I 部 総則 第 4 章 婚姻 第 46-406 条 婚姻の儀式を行う権限を有する者 (a), (b) 略 (c) 僧侶、イマーム、ラビ、牧師その他宗教団体の職務にあり、挙式又は儀式を行う権限を有する者は、いかなる婚姻についても挙式又は儀式を行う義務を負わない。 (d) 特定の宗教団体は、その信条に従って、いかなる者の婚姻を承認するかについては、その神学的教理、教義及び信仰に基づき、排他的決定権を有する。 (e)(1) 他の法律の規定にかかわらず、宗教団体の信仰が侵害される場合には、宗教団体又は宗教団体によって若しくは宗教団体とともに運営され、監督され若しくは管理されている非営利団体は、挙式や儀式を行うことに関連する事項を目的として、また、宗教上の計画、相談、講座、静修によって婚姻を促進するような目的で儀式、設備、施設又は備品の提供を要求されてはならない。 (2) この項の規定により、儀式、設備、施設又は備品の提供を拒絶することによって、いかなる民事訴訟上の請求、訴訟原因又は DC による処罰の適用若しくは宗教団体若しくは宗教団体による若しくは宗教団体とともに運営され、監督され若しくは管理される非営利団体に対する補助金の交付停止も生じさせてはならない。</p>	
コネチカット	<p>コネチカット州法典 第 46b 編 家族法 第 815e 章 婚姻 第 46b-35a 条 宗教的事由における婚姻の挙式又は儀式に関する奉仕又は施設の提供の拒絶 他の法律の規定にかかわらず、宗教的団体、組織、協会又は宗教団体により若しくはこれらに関係して運営され、監督され若しくは管理されている非営利の機関若しくは組織は、婚姻の挙式又は儀式に関連して奉仕、施設、便宜、設備、物品又は恩恵が要求され、そのような挙式又は儀式が彼らの宗教的信念又は信仰を侵害する場合には、そのような奉仕、施設、便宜、設備、物品又は恩恵を個人に対して提供することを要求されない。この条に基づき、奉仕、施設、便宜、設備、物品又は恩恵の提供の拒絶は、いかなる民事訴訟又は訴訟原因も発生させず、宗教的な組織、団体、協会又は宗教団体により若しくはこれらに関して運営され、監督され若しくは管理されている非営利の機関若しくは組織に対する州による処罰又は補助金交付の停止を生じさせてはならない。 第 46b-35b 条 宗教団体による養子、里親又は社会福祉規定における婚姻平等法の効力 宗教団体が養子、里親又は社会福祉を提供する方法に対して、その特定の計画又は目的に対する、州又は連邦からの補助金を受けていない場合には、公法第 09-13 号は、宗教団体が養子、里親又は社会福祉を提供する当該方法に、影響を認めず又は影響があると解釈してはならない。</p>	
アイオワ	該当する条文なし。	
マサチューセッツ	該当する条文なし。	
ニューハンプシャー	<p>ニューハンプシャー州法典 第 XLIII 編 家族関係 第 457 章 婚姻関係 第 457:31-b 婚姻の挙式 適用性 I この章の規定も、この州に居住するユダヤ教ラビの権利又はクウェーカー教徒と呼ばれる者について、その慣習的に行っている婚姻の挙式の方法に関する権利の行使を妨げない。そして、その方式の婚姻は、すべて有効とされる。州外に居住するユダヤ教ラビは、州法第 457:32 条に規定する挙式の特別な許可状を得ることができる。 II この章のいかなる規定も、宗教的儀式により婚姻の挙式をする権限を有する者に対して民事婚の儀式による婚姻の挙式を禁止すると解釈してはならない。</p>	

<p>ニューヨーク</p>	<p>ニューヨーク州家族関係法 第2編 婚姻 第10-b条 宗教上の例外 1 州、地域又は地方の法律、規則、規程、命令その他法令に別段の定めがある場合であっても、教育法若しくは宗教団体法第2条に定める宗教団体、慈善団体法に基づき設立され、若しくは同法で規定される法人であり、この州の他の法律に基づき設立されるもの、宗教団体により運営され、監督され若しくは管理される非営利団体又はこれらの団体の被用者でこの部で規定する宗教団体、慈善団体若しくは非営利団体により若しくはこれらの団体に関連して、管理され、指示され、若しくは監督されるものは、婚姻の挙式又は儀式のために奉仕、施設、利益、設備、備品又は特権の提供を強制されない。奉仕、施設、利益、設備、備品又は特権の提供の拒絶は、いかなる民事訴訟上の請求又は訴訟原因も発生させず、州又は地方政府による処罰、補助金交付の停止又は当該宗教団体、慈善団体若しくは宗教団体により運営、監督若しくは管理される非営利団体若しくはその被用者で、宗教団体、慈善団体若しくは非営利団体により若しくはこれらの団体に関連して管理され、指示され若しくは監督されるものに対する差別行為という結果をもたらしてはならない。 2 州、地域又は地方の法律又は規則、規程、命令その他の法令に別段の定めがある場合であっても、行政法第296条第11項の規定により、この編のいかなる規定も、宗教的若しくは宗派的な機関若しくは団体又は宗教団体により若しくはこれらの団体に関係して運営され、監督され、若しくは管理され、かつ慈善目的若しくは教育目的のために運営されている団体の有する権利であって、その設立及び維持の目的である宗教的信条の促進目的とする活動を実行するために雇用、住居の販売若しくは賃貸若しくは入会を制限すること又は同宗教若しくは宗派が規定する者を優先させることを制限又は限定するものではない。 3 この条のいかなる規定も、ニューヨーク州憲法第1編第3条の規定に基づき宗教団体に与えられる保護及び免除を制限するものとみなされ、又は解釈されてはならない。</p>	
<p>バーモント</p>	<p>バーモント州法典 第18編 健康 第6部 出生、婚姻及び死亡 第101章 人口動態記録一般 第5144条 婚姻の挙式を行う権限を有する者 (a) 最高裁判所判事、高等裁判所判事、遺言検認判事補、治安判事、合衆国下級裁判所裁判官、第5144a条に定めるバーモント州務長官により登録された司式者、聖職者（以下略）。 (b) この条の規定は、前項に規定する挙式の権限を与えられた聖職者又はクウェーカー教徒、キリスト・アデルフィアン派民会若しくはバハイ教徒に対し、婚姻の挙式を行うことを義務付けるものではない。挙式の拒絶は、いかなる民事訴訟の請求又は訴訟原因も生じさせるものではない。</p>	<p>健康</p>

5 他の婚姻類似制度との関係

連邦・州名	関係条文	備考
連邦	該当する条文なし。	
ワシントン DC	該当する条文なし。	
コネチカット	<p>コネチカット州法典 第46b編 家族法 第815f章 シビル・ユニオン 第46b-38qq条 当事者の行為により婚姻に移行するシビル・ユニオン</p> <p>(a) 2009年4月23日以後、2010年10月1日前に第46b-38aa条から第46b-38oo条までに規定するシビル・ユニオンを締結した2名の当事者は、第815e条の規定に基づき、婚姻能力を有すると認められる者及び当事者がシビル・ユニオンのものと同一である婚姻をしようとする者であれば、婚姻許可状を申請し、又は発給を受けることができる。</p> <p>(b) 前項の婚姻の儀式後、かつ、第46b-34条の規定により、証明済の許可状又は認証された宣誓書が、婚姻をしたタウンにおける人口動態記録官により記録された後は、婚姻の当事者のシビル・ユニオンは、証明書又は宣誓書における婚姻の日以降、法の施行*により、婚姻へ統合される。</p>	* 公法第 09-13 号
アイオワ	該当する条文なし。	
マサチューセッツ	該当する条文なし。	
ニューハンプシャー	<p>ニューハンプシャー州法典 第XLIII編 家族関係 第457章 婚姻関係 第457:45条 シビル・ユニオンの承認 ニューハンプシャー州外で合法的に締結されたシビル・ユニオンであって、この章の禁止規定に違反しない関係であるものは、この州において婚姻として承認する。</p> <p>第457:46条 婚姻の法的な地位の取得</p> <p>I 第457-A条の規定にかかわらず、2010年1月1日以後は、シビル・ユニオンは生じない。この章の規定により、2010年1月1日前に有効なシビル・ユニオンを締結した当事者は、当事者がこの章の規定に基づき婚姻に適切である者であって、当該シビル・ユニオンの当事者が相互に婚姻する場合には、この章に定める方式に従って婚姻の挙式をした者に婚姻許可状を交付する。そのような当事者は、それまでにそのシビル・ユニオンが解消され又は無効となっていない限り、この章に規定する婚姻許可状又は挙式の手数料を追加して支払わずに、2011年1月1日までに自身のシビル・ユニオンを記録している町又は市の書記に対し、そのシビル・ユニオンを法律上の婚姻と定めて、記録するように申請することができる。当該申請をした者には、婚姻証明書を交付し、その婚姻証明書は、人口動態部門の部署において、記録しなければならない。いかなるシビル・ユニオンも、その当事者が相互に婚姻をすることにより、法の定めるところによって、婚姻証明書に記載された婚姻の日以後、解消されるものとする。</p> <p>II 第457:A条の規定によるシビル・ユニオンの両当事者は、2011年1月1日までに、当該シビル・ユニオンが当事者により解消され、又は無効とされていない場合において、前項の規定による婚姻関係となっていないときは、この章に定めるところにより、2011年1月1日に婚姻したものとみなす。当該シビル・ユニオンは2011年1月1日の法施行以降、婚姻に統合される。</p>	
ニューヨーク	該当する条文なし。	
バーモント	<p>バーモント州法典 第15編 家族関係 第1章 民事法上の婚姻 第4条 一方が婚姻している場合の民事法上の婚姻</p> <p>民事法上の婚姻をした当事者の一方が、婚姻の相手方以外の者と法律上婚姻しているか、又はシビル・ユニオンを締結している場合（シビル・ユニオンの相手方が死亡した場合を除く）には、その民事法上の婚姻は無効である。</p>	

	<p>第 18 編 健康 第 6 部 出生、婚姻及び死亡 第 106 章 シビル・ユニオン 記録及び許可状 第 5160 条 シビル・ユニオン許可状の発給、証明書、シビル・ユニオン証明書の返却 (廃止) 第 5161 条 許可状の発給 (廃止) 第 5162 条 シビル・ユニオンの当事者の法的な証明 罰則 (廃止) 第 5163 条 未成年及び無能力者に対する制限 (廃止) 第 5164 条 シビル・ユニオンの証明の権限を有する者 (廃止) 第 5164a 条 シビル・ユニオンの一時的な司式者 (廃止) 第 5165 条 証明の必要なシビル・ユニオン 証明書の返却がない場合 (廃止)</p>	<p>2009 年法律第 3 号第 12 条により廃止。 2009 年 9 月 1 日以降、シビル・ユニオンは廃止、ただし、それ以前に締結したシビル・ユニオンを婚姻としない場合には、シビル・ユニオンとして有効。</p>
--	--	--

(いび みえこ)